

新横浜出張所だより

京浜河川のHPは <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

国土交通省関東地方整備局
京 浜 河 川 事 務 所
新 横 浜 出 張 所 発 行
電 話 0 4 5 - 4 7 6 - 5 0 0 3
2011年 5月18日【号外4号】

鶴見川多目的遊水地内のPCBの処理を行います 『鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業』と言います

鶴見川多目的遊水地のうち鶴見川および鳥山川合流部付近には、遊水地の排水門建設工事および横浜市橋梁工事において確認された、ポリ塩化ビフェニル等の有害物質（以下、「PCB等」という。）および異物（木材、プラスチック、がれき類等）が混在している土砂（以下、「異物混入土」という。）が、一時保管されています。

「鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業」は、鶴見川多目的遊水地の遊水地機能を確保することを目的に、これら異物混入土のうち、**PCB等の濃度が比較的高いものについて、「土壌無害化処理」を行い、鶴見川多目的遊水地の環境改善を行うもの**です。



「PCB」は、ポリ塩化ビフェニルという物質で、環境ホルモンのひとつです。天然には存在しない合成有機塩素化合物で、熱や酸・アルカリに強く、また電気絶縁性にも優れていることからトランス油、コンデンサ等に多く使用されていました。

ところが、1968年に「カネミ油症事件」が起こり、人体に対して強い毒性があることが分かったため、1972年に国内での製造が中止されました。

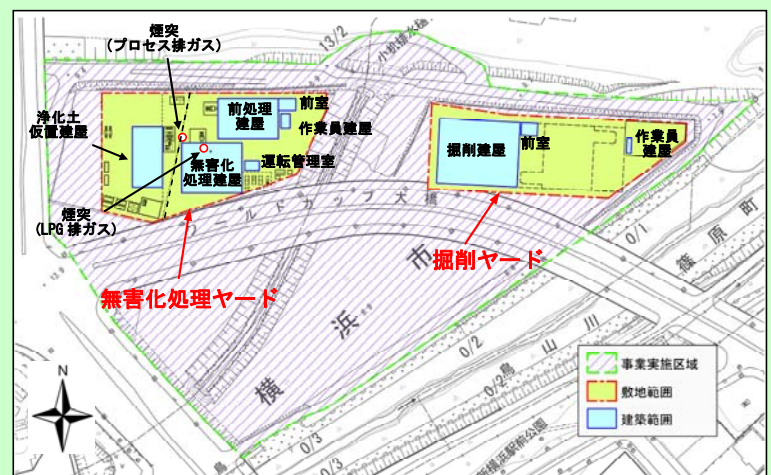
PCBとは？



この事業を行うための計画地は、鶴見川多目的遊水地の下流側の鶴見川と鳥山川が合流する付近で、現在、異物混入土を保管している区域を予定しています。

ここで行う主な選定理由は、

- ① 異物混入土遮水工等により、封じ込められている場所であること。
- ② 異物混入土の移動による汚染拡散が防止できること。
- ③ 処理施設に隣接して居住等の保全対象が立地していないこと。
- ④ 処理に必要な用地面積の確保が容易であること。
- ⑤ 事業者である国土交通省および横浜市の所有地であること。



主要な設備（建屋）の配置

無害化処理の全体工程と詳細工程を図示しています

「現地(オンサイト)でPCBの無害化処理をするのは、国内で初めての事なんです。」

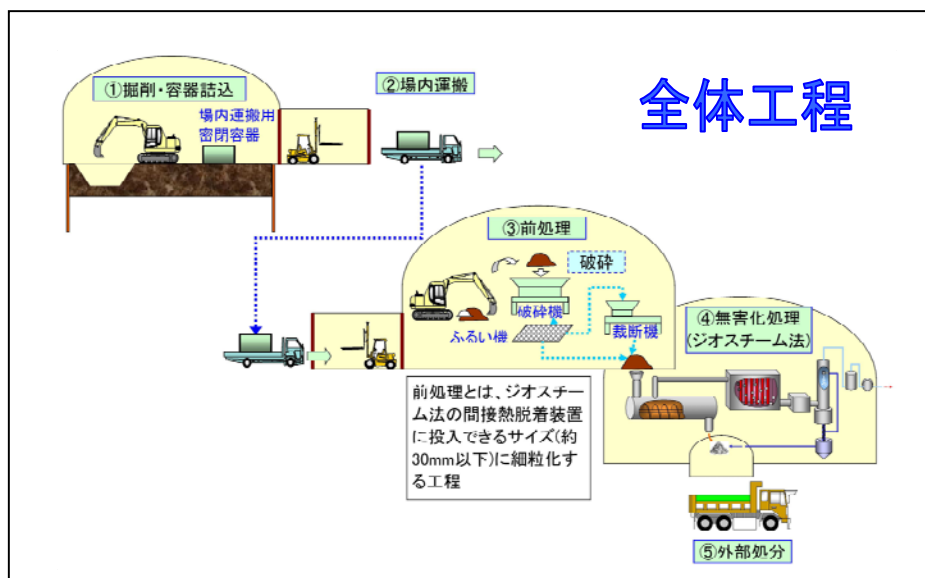


本事業は、鶴見川多目的遊水地内に一時保管されている環境基準値等を超過した異物混入土(約5,500m³)を、現地にて無害化処理し、外部処分するものです。事業完了後は、処理施設を撤去するとともに掘削箇所をきれいな土で埋め戻して原状を回復します。

無害化処理は、大気汚染物質の排出総量が少ない「還元熱化学分解方式(ジオスチーム法)」により行います。本事業の主要な設備(建屋)の配置(前項図)及びジオスチーム法による異物混入土の処理工程を下図に示します。

無害化処理は周辺環境に配慮し、住居等からできる限り離れた計画地の北側で行います。異物混入土の掘削・容器詰込から外部処分までの一連の作業は、負圧に管理された建屋(テント)内で行い、汚染物質等の飛散防止に努めるとともに、臭気の漏えい防止に努めます。

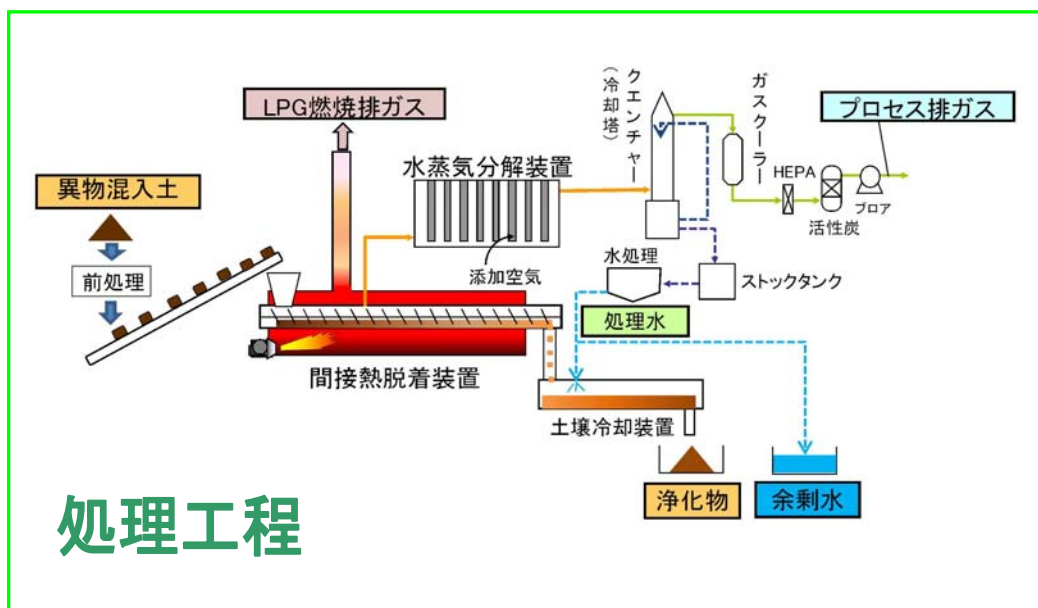
全体工程



「その通りです。ジオスチーム法では全ての作業を建屋(テント)内で行う、安心・確実な工法です。」



「これがPCBの無害化処理です。」



処理工程

間接熱脱着装置を加熱する燃料は、LPGを使用します。処理の過程で発生するプロセス排ガスについては、クエンチャー、HEPAフィルター、活性炭フィルター等の除去装置により有害物質の排ガス濃度を低減します。

PCBの無害化処理はH 24年2月～10月頃を予定しています